

飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬を飼っている人は、住んでいる市区町村で犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき生涯1回ですが、**引っ越しをした場合や所有者が変わった場合、死亡した場合は届け出が必要**となります。

また、生後91日以上の子犬は、年1回狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。

平成31年度狂犬病予防注射（集合注射）日程		
月 日	時 間	会 場
4月25日(木)	午前9時30分～9時50分	清流会館
	午前10時10分～10時40分	入谷公民館下駐車場
	午前11時10分～11時30分	大船地区公民館
	午後1時10分～1時30分	戸倉公民館
	午後1時40分～2時00分	荒町ふれあいセンター
	午後2時30分～3時00分	ベイサイドアリーナ
4月26日(金)	午前10時30分～10時50分	上沢集会所
	午前11時10分～11時30分	活性化センターいずみ
	午後1時00分～1時30分	平成の森（管理棟前）

集合注射の時に必要なもの

- ・平成31年度狂犬病予防注射通知書
- ・注射等の費用 3,100円
(注射料2,550円、注射済票交付手数料550円)
- ・ふんの回収袋・用具等

※生後90日以内の子犬、妊娠している犬は注射をすることができません。
※料金はおつりがないようにお願いします。

予防注射以外の手数料

- 犬を初めて登録する人 3,000円
- 動物病院等で予防注射が済んだ人 550円

☎ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528
歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～4月11日は「家族・職場の緊急時連絡先・避難場所を確認する日」です～

新年度、新学期を迎えたこの時期に、緊急時の連絡先、連絡体制や避難場所を確認しましょう。

家族それぞれの緊急時連絡先や避難場所について改めて確認しましょう。

新年度、新学期を迎えて、多くの学校、職場などが新しい環境となります。

この機会に、1日の中で何時にどこにいるかを整理し、その時々場所における連絡手段、避難場所について確認しておきましょう。

家族それぞれが確認をした緊急時連絡先・避難場所などの情報を家族の皆さんで共有しましょう。

また、大規模災害時において連絡手段を失った場合に備えて、状況が落ち着いてからの参集場所についても話し合い、決めておきましょう。

緊急時連絡先や避難場所について各自で確認し職場内で共有しましょう。

勤務時間内外における緊急時の連絡体制を確立しておきましょう。

避難場所については、仕事場ごとに確認し、職場内でその情報を共有しましょう。

人事異動があった場合や新しい仕事場ができた場合には、連絡体制および避難場所について、随時の見直しを行うことが重要です。

「減災」は、皆さん一人ひとり、そして家庭や企業における取り組みが基本となります。

今年度も、「自助」や「共助」としての取り組みについてよろしくをお願いします。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

国民年金だより

年金の予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金相談の予約を実施しています。

年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金の相談をする人は、ぜひ、予約相談を利用してください。

● 予約相談のメリット

- ・お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備の上、丁寧に対応します。

● 予約相談の時間帯

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時
(※石巻年金事務所のみ月曜日延長開所：午後6時まで)
毎月第2土曜日：午前9時30分～午後3時
(石巻年金事務所のみ)

● 受付期間

- ・予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。
- ※連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備してください。
- ※「石巻年金事務所希望」または「気仙沼出張相談所希望」と申し出ください。

● 代理人の相談について

- ・代理人が相談する場合は、委任状が必要になります。

☎ 石巻年金事務所お客様相談室 ☎0225-22-5118

〈次回の役場での年金相談会〉

【日時】5月15日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場 1階会議室

※石巻年金事務所(☎0225-22-5118)への事前予約が必要です。



国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が4月1日から新たに始まりまし。産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際に、保険料を納めた期間として扱われます。

国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産を含みます)。

対象となる人

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

届出時期

出産予定日の6カ月前から提出可能です。

申請時に必要なもの

- ・申請者の個人番号が分かるもの(通知カード、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書)
- ・年金手帳または納付書など基礎年金番号の分かるもの
- ・本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・認め印(本人が署名する場合は不要)

添付書類

- (出産前に届け出をする場合) 母子健康手帳
- (出産後に届け出をする場合) 被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類
- (死産等の場合) 死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関が発行した証明書その他死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373